

平成29年度 第1回鳴門市いじめ問題等対策委員会 会議概要

【開催日時】 平成29年10月17日（火）13：30～15：30

【開催場所】 鳴門市分庁舎2階 会議室

【出席者】 （委員会委員）6名

阪根委員、葛西委員、竹尾委員、加藤委員、池淵委員、安田委員
（鳴門市）4名

竹下学校教育課長、宮田教育支援室長、豊崎教育支援室副室長、横井教育支援室主任
傍聴者 なし

○次第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員の自己紹介
- 4 委員の選出
- 5 委員長あいさつ
- 6 議 事
 - (1) 組織について
 - (2) 重大事態が起きたときの対応等について
 - (3) 「鳴門市いじめ防止基本方針」改訂について
- 7 その他
- 8 閉 会

○会議資料

【資料1】平成29年度第1回鳴門市いじめ問題等対策委員会

【資料2】付属資料（重大事態発生時の鳴門市いじめ問題等対策委員会の動き、
教職員の初期段階の役割分担）

【資料3】鳴門市いじめ防止基本方針 改訂（新旧対照表）

【資料4】鳴門市いじめ防止基本方針 改訂版（案）

【資料5】鳴門市いじめ防止基本方針 （平成27年3月）

【資料6】いじめの防止等のための基本的な方針 （平成29年3月14日）

【資料7】重大事態発生時の対応フローチャート

【資料8】鳴門市教育フォーラムのまとめ

○会議概要

- 1 委員の互選により、委員長に阪根委員を、副会長に池淵委員を選任した。
- 2 議事（1）（2）（3）について事務局から説明、各委員の発言内容は以下のとおり。

■（１）組織について

委員長

事務局から議事（１）組織について説明していただきたい。

事務局

「いじめ防止対策推進法」第１４条第３項の規定に基づく付属機関として、いじめの防止、重大事態に関する審議・調査、その他教育委員会が必要と認める事項を審議・調査等を実効的に行うことを目的とする組織である。

委員長

組織のことでご意見ご質問があれば意見をいただきたい。

■（２）重大事態が起きたときの対応等について

委員長

基本的に本組織は、いじめの予防をはじめ、事後対応をも含めた実効性のある取り組みを考えていく必要がある。次に議事（２）重大事態が起きたときの対応等について、事務局より説明をいただきたい。

事務局

重大事態が起きたときの対応について、フローチャート、付属資料等を使って説明した。

委員長

基本的には２つのパターンがあり、いじめと重大事態に係る場合に分かれる。重大事態とは、①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。②相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合を示す。疑いでなく、事実が確認されている場合は、警察等と連携することで立件ということになる。しかし疑いの段階であっても、事案によっては警察等と連携することで解消を早めることになる。

重大事態の具体例として、財産については、お金が盗られる場合や身体に怪我や傷を受けた場合などが該当し、最も重大事案が自殺ということになる。そういう場合に、この組織が機能を果たしていくことになる。

いじめを認知したときにどうするかという点では、普段の様子から「この程度」と思われる場合であっても、第一報を教育委員会に伝えることを今回の改訂で示された。文部科学省の認知のとりえ方が変わっていることをみんなが認識していく必要があり、重大事態でないいじめに対しては、学校に依頼するということが対応してもらおう。対応がまずい場合は、本組織も対応し、指導・助言をする場合もある。

第一報には、庶務 32 という県教育事務の書式を用いることを示しているが、書式を用いて報告することで何をするのかということが明確になり、適切な対応につながる。

また、いじめ事案の解消に向けては、最低３ヶ月以上、組織的に取り組むことが必要で、もし再

発することがあっても、解消に向けた取り組みを継続し、しっかりと見守り、親身になって対応していくことが重要になってくる。

それでは、重大事態に対しての対応についてご意見をいただきたい。

A委員

全てのことに最優先して、いじめの認知等をはじめ、解消に取り組むようにすることを大切にしてい
いただきたい。子どもたちは、先生たちが真剣に取り組み始めたことに反応して、いじめ問題を重
要な問題として受け止めることにつながる。

B委員

事案が刑法犯等に該当するかどうかは別として、いじめられた被害者ということで相談する方も多
い。ただ、それらは該当しないことが多いが、それぞれの事案に立件できる要素があるかどうかを探
っていく必要がある。

早い段階から学校、保護者と連携し、何らかのアドバイスをすることで、保護者も事案を冷静に捉
え、早く収束することにつながる。

C委員

様々なアンケート等をする中でいろいろな事案が発生してくる。些細なことでもいじめとして出て
きて、教員も管理職等と相談しながら学校として精一杯取り組んでいる。警察や市教委等関係機関と
連携するスタンスがあることは、いいことだ。

D委員

被害者やその保護者からの訴えに対して、いじめを認知し、加害者にやめるように対応しようとす
ると、被害者の保護者からいじめがひどくなるという指摘がある。また、加害者側からは、そんなつ
もりではない。うちの子がいじめたというのかと言って収まらなくなってくる。

周りの生徒から聴き取りをするなど、情報を集めていくが決定的なものがなく難しい場合が多い。事
実を発見したり、怪我をさせたりなど、行為が明らかな場合は、指導を進めやすいが疑いの状態で
は、難しいと思う。

E委員

いじめについて悪意があるとかないとかでなく、相手が嫌な思いをしたかどうかがいじめ認知の判
断の基になっていて、いじめの犯人探しをして、追及し、個人をせめるというのでなく、いじめ問題
を解消するために、学校として組織的にいじめ問題に対処し、学校の姿勢を子どもや保護者にも理解
してもらうことや、いじめ問題を担任や管理職等一部の職員が抱え込むのでなく、組織で対応すると
ともに、教育委員会や警察等と連携しながら、いじめの経緯・対応などを記録して進めていくことが
大切である。

委員長

いじめ問題は、なぜ悪いのかという根本的なところを、教員をはじめ、全ての人が理解しないと前に進まない。また、外部からのいろんな指摘や事案を正当化するクレーム等に対し、理論武装をして子どもや保護者に納得してもらおう力をつける必要がある。

また、いじめに故意性があるのか過失なのかという点で議論されることもあると思うが、今の子どもたちは、いじめに対して過失という意識がないということが問題である。いわゆる今、自分が行っている行為がいじめであるということが分かっていないことが問題である。

■議事（3）「鳴門市いじめ防止基本方針」改訂について

委員長

次に議事（3）「鳴門市いじめ防止基本方針」改訂について事務局より説明をしていただきたい。

事務局

「鳴門市いじめ防止基本方針」策定の経緯および「鳴門市いじめ防止基本方針」改訂の必要性と改訂内容のポイント、改訂箇所を説明した。

委員長

教職員の一人ひとりが法の改訂内容を十分に理解して、実効的に取り組めることが大切である。今回のいじめ防止の改訂のポイントの1つとして、性同一性障害や性的指向・性自認に係る問題が取り上げられている。鳴門市では、性に関する問題が顕在化していないようだが、これから顕在化していく可能性が大きいので、来年度からは、これらを含めた内容や法律上の問題において、教員が知っておきたいものをリーフレットにして伝えていく予定である。

LGBTに対するいじめについて検討していく必要性が出てきた。

A委員

LGBTの方々が大人になって、いろいろな病院にかかったり、精神疾患になったりしていることがアンケートやインタビュー等から分かってきた。そして過去に6割から7割の確立でいじめられ、不登校になっていた。また、現在の中高生のLGBTの方々にインターネットで調査したところ、8割程度がいじめられた経験を持っている。直接自分に向かって言われる言葉ではないが、日常で使われている言葉に、からかわれていると感じる。先生もその事実を知らないことも多いので、生徒も普通に使っている言葉の中に、性に関するいじめに該当する言葉もあることについて意識が薄い。先生もそれを注意しないので、生徒もこの言葉は、使っても大丈夫だという認識にある。

自殺のリスクは、異性愛者より、同性愛者の方が高く、精神疾患等になっていることがある。大人になっても精神疾患等にならず、大丈夫な人は、中高生時代に家庭や学校等で安全な場所があった人で、安全な場所がなかった人は、様々な精神的な疾患を煩っている。

A委員

性自認の自分の心と体が一致しない問題は、小学入学前で5割が気付き、中学生になると同性愛などの性的指向という問題が出てくる。発達段階として性自認から性的指向となり、学校はどちらかという性同一性障害だけを問題にしているがそうではない。

性同一性障害は、学校として制服等、対応する必要性が示されているが、性的指向の問題になると親も否認しているなど、表面化しにくい。MTFでは、見かけ「なよっ」としているのもいじめを受けやすい。

また、教科書の改訂の時に、性に関する認識の内容を教科書に入れるように動いた。高校では、公民等で同性愛、性的指向、性同一性障害などが入った。小中学生の学習要領には、「異性に興味を持ち始め」といった内容が記載され、同性愛等について文科省は、小学生ではまだ早いと言ったとらえ方である。しかし発達の早過ぎることはなく、小中学校の第二次性徴の時期に、性自認や性的指向で悩んでいる児童生徒もいる。

委員長

フランスでは、医学部生の寮生活の中で性的いたずらによる自殺者が出て、それに対し、性的犯罪を刑法犯罪として適応させた事例がある。

今回、文部科学省が性的問題を取り上げているには、我々も考えていく時期にきていることを示している。大学の方でも研究し、勉強会を開くなどして進めていきたい。極端なとらえ方でなく、ちょっと注意していないといけないということを考えてほしい。

今日は「鳴門市いじめ防止基本方針」改訂内容を決定するということではなく、事務局の案をたたき台として、皆さんに検討していただきたいので、いろいろなご意見をお願いしたい。

A委員

いじめ防止の具体的な取組の1つとして鳴門教育大学と連携して、専門的な知見を活用することも有効な手立てとなる。

また、いじめの後遺症等へのケアを行うことも大切であり、PTSDにいじめが原因で不登校等につながっている事案もある。激しいいじめに遭ったことが原因となり、フラッシュバックして学校を見るだけでも、人の目を見るだけでも学校にいけなくなることもある。

B委員

改訂案は、幅広いニーズに応え、いろんな分野に対応する内容となっている。大きな声で自分のことを主張できる人はいいが、言葉にならない人の悩みや苦しみを拾い上げることを考えていくことも必要だ。

委員長

たとえ、いじめ事案が立件できなくとも、関係性を持つことで指導ができることもあるので、早い時期からの連携が大事である。

B委員

学校内のいじめ対応で、学校と保護者という関係においては、時として対立関係になる場合もあると思う。

個別に保護者が相談に来られたときに、加害者側も被害者側も我が子の言動が正しいと信じ、守ろうとする気持ちもあるので、怒り興奮した状態で自分の都合の良いところだけを伝えることがある。しかし事情を詳しく聞いていくと、お互いに加害者であるということもあり、法的根拠を基に、ともに加害者であることを伝えると保護者も落ち着きを取り戻し、冷静に対話することができるようになる。

このような場合、あらかじめ事案の情報を知っていると、当事者への適切な助言ができるので、学校と関係機関が連携し、情報共有しながら問題解決に取り組むことが有効である。

C委員

「徳島版予防教育」を活用して取り組むというのは、学校が希望して実施するものであるのか。

事務局

「徳島版予防教育」を活用して取り組むというのは、実施しなければならないという意味ではなく、予防教育の一環として、学校の裁量で活用してはどうかという提案である。

委員長

学校現場においては、授業の時間数の問題で取り入れにくいこともある。今回のように具体的な内容を提示されるとかえって難しい面もでてくる。しかし予防教育を何らかの形で取り組むことは大切であり、参考にしてほしい。記載の仕方を考えてはどうか。

D委員

いじめの定義が変わってきている。研修で内容は知っているのだが現場の解釈では、難しい面もある。けんかなどのときのケースもいじめに入ってきているがお互いに納得して謝ってもいじめなのか。たった一回のケースでもいじめなのかという点で、教員が納得してやっていけるのだろうか。

委員長

法改訂は、法律に照らして対応し、いじめ認知件数として捉え、第一報を教育委員会入れる。当事人たちの実態に合わせて、対応方法は、ケースによって異なるが法にのっとり、いじめを解消することが目的である。

E委員

重大事案のように、相手に何らかの被害を加えたり、不登校にさせたりした場合等は、対応で悩むことは少ないが、「いじめていない」、「いじめられている」というどちらともつかない状

況が続く事案の対応に困窮する。そこに我が子を思う保護者の言動が表面化するとかえって、子どもたちの世界を混乱させることもある。学校の姿勢として「いじめは絶対に許さない」というスタンスや組織的に取り組むスタンスは変わらない。

児童生徒の実態を見ると7～8割は、いじめられたことがある。一方7～8割がいじめたことがあるという現状を踏まえ、誰が悪いということにとらわれなくて、普段の学校生活の中で、子どもたちの生活が平穏で生活できるようにすることが目的であることを理解してもらい、協力体制を築けるようにする。また、いじめ解消への取り組みは、犯人探しをして、責任を追求することが目的ではなく、大人社会の犯罪とは違い、子どもの生活の中で間違いに気づき、それを正すことで良好な関係性を作ることが大切である。

委員長

人間は、そもそもぶつかりありや間違いがある。いじめや重大事案に発展しないよう、対応することが重要である。

いじめそのものをなくすことは難しいが、重大事案や人をとことん深く傷つけることにつながらないようにすることが大切である。また、同じことでも人によって、とらえ方が違うのでその対応が難しい。

同和教育や人権教育を活用して、いじめに悩み、苦しみ、死を選ぶ子どもを作らないようにすることだ。

基本調査をする場合、聴き取りが基本となるが、それぞれ当事者の言い分は、不確定で変わることも多く、曖昧なこともあるので出席簿、生活記録、作品、ノート、教科書など、手がかりとなるものを活用する。また、事案が発生したときに、それぞれ当事者に相手にされたこと、反省することなどを文章にしてもらうことは、状況を説明できる材料となる。

事案によっては、加害者になるか被害者になるか、どうなるか分からない。材料を具体的に収集して、状況を説明できるように準備しておくことが大事である。要は学校として、このような方針でいじめ解消をやっているということを保護者に伝え、理解してもらうことが大事である。

また、いじめは、いつ、何時、何が起こるのか分からない。それでも対応していく必要がある。学校をはじめ、関係者もつながって解決するという姿勢が大切である。

それでは、今回の改訂のことで気になったことや感想等を各委員からお願いしたい。

E委員

いじめは絶対許さない。いじめは見過ごさない。どのように対応するかは、その都度、ケースによって違う。いじめがあることを隠さない。学校が組織的に取り組んでいる学校の方針を伝える。

D委員

いじめの定義が変わってきている。まだ一般的には、理解できないこともある。いじめのない学校が理想であるが、現実には難しいので、いじめを許さない学校を目指す。

C委員

夏休み以降、登校を渋っている子どもがいる。その背景を聞き出すと、誰々に何かをされた。言われた。いじめられたなどがついてくる。今は、いろんな要因がいじめとなって現れてくることが多い。

B委員

いじめの対応は、難しいと感じた。社会生活をする中で、成長の過程でぶつかり合いや意見の違いがある。しかしその過程により、社会性が育ってくる。また、受け止め方も様々で、繊細に捉えるといじめになりかねる。相手によって攻撃性の強い人がいたり、巻き込まれたりする人もいたり、教育現場の難しさを感じた。

A委員

鳴門市は連携がしやすい。お互いの関係が顔の見える範囲なので、情報を聞き合い、相談し合うなどの連携できる。現実問題として子どもにとっては、日々、嫌なこともあるが、世の中、善人ばかりでない。いじめに至らないよう、嫌なことも、上手く受け流し、上手に人間関係をつくる力が子どもにも必要である。教育として、いじめ解消に向け、何かできることをがんばっていきたい。

委員長

匿名性がアグレッシブになる要素である。最近のいじめは、顔を見せない。対面同士でなく、ネット等で感情だけが一人歩きするようなコミュニケーションをしている。したがって会話から対話へ移行することを進めていきたい。相手の価値を尊重していないと対話はできない。今、文部科学省も対話力を生かした授業を推奨している。なかなか解決法は見つからないが、一つのステージの中でお互いの意見をすりあわせ、つながることが重要である。また、いじめが起きないことが望ましいが、いつかは起きることを想定して準備していくことが大切である。

■その他

その他、この機会に何かありましたらご意見をお願いしたい。
特にないようですので、以上で、平成29年度鳴門市いじめ問題等対策委員会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。